

宇部商工会議所会員限定

事業復活支援金 事前確認申込書

事業復活支援金の申請にあたり、宇部商工会議所で事前確認を希望される方は、本用紙（オモテ・ウラ）に必要事項をご記入の上、当所までご郵送願います。

【郵送先】宇部商工会議所 中小企業相談所

【住所】〒755-8558 宇部市松山町一丁目16-18

※窓口持参・メール・FAXでの受付はできません。会費納入済み事業者が対象となります。

申 込 事 項 記 入 欄												
申請者の種別 (該当する箇所に☑ください)	<input type="checkbox"/> 個人事業者等 (事業所得)						<input type="checkbox"/> 中小法人等					
	<input type="checkbox"/> 個人事業者等 (主たる収入が雑所得・給与所得)											
法人番号 (法人のみ)												
(ふりがな)												
事業所名 (屋号)												
事業所住所	〒											
(ふりがな)												
代表者氏名												
生年月日 (個人事業主のみ)	西暦	年	月	日	申請ID発番時入力 の電話番号							
(ふりがな)					日中連絡可能な電話 番号 (携帯番号等)							
本件担当者氏名												
申請ID番号 (申請IDは支援金HPから 各自でご取得ください。)	C											
申請する対象月の 売上減少率 (該当する箇所に☑ください)	<input type="checkbox"/> 30%以上50%未満						<input type="checkbox"/> 50%以上					
売上減少におけるコ ロナの影響について (内容を詳細記入)	(記入例) 新型コロナウイルス感染症拡大により 、顧客の外出自粛が多くなり売上が減少した。 自治体による営業自粛要請によりサービス提供の機会が失われた。等											
誓約書及び 個人情報同意 (☑をしてください)	<input type="checkbox"/> 裏面の誓約書をすべて確認・記入しました。 <input type="checkbox"/> 事前確認だけでは申請手続きが完了しないことを理解しています。 <input type="checkbox"/> 宇部商工会議所は申請希望者が給付対象であるかの判断は行わないこと、また事前確認の完了をもって給付対象になるわけではないことを理解しています。 <input type="checkbox"/> 事前確認を依頼するにあたり、個人情報を含む必要書類の情報を開示するとともに、事前確認申請に用いることに同意します。											

以下会議所記入欄 (事業者の方は記入しないでください)

会員番号	受付日	会員確認	電話連絡	事前確認
		/ (印)	/ (印)	/ (印)

裏面へ

誓 約 書

宇部商工会議所 会頭 殿

事業復活支援金（以下復活支援金）の申請に際し、下記事項を全て正しく理解しており、復活支援金の申請に際し貴所に一切の異議申し立て、ご迷惑をおかけしないことを誓約します。

※全てにチェック☑と本人署名がなければ事前確認を行うことはできません。

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、自らの事業判断によらずに売上が減少していたとしても、対象月の売上が基準月と比べて30%以上減少しなければ（申請特例を用いる場合は、その該当要件を満たさなければ）、復活支援金の給付要件を満たさないことを認識している。
- 対象月の売上が基準月と比べて30%以上減少していたとしても、復活支援金の趣旨・目的が妥当しない理由により売上が減少している場合、復活支援金の給付要件を満たさないことを認識している。
- <補足>
- ・復活支援金の趣旨・目的に基づき、売上台帳、帳面その他の確定申告の基礎となる書類により確認される売上が減少していることが必要である。
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響とは関係なく対象月の売上が減少している場合、事業活動に季節性があるケース（例：夏場の海水浴場）における繁忙期や農産物の出荷時期以外など、通常売上が得られない時期を対象月とすることで売上が減少している場合、売上計上基準の変更又は顧客との取引時期を調整している場合、行政機関の要請等に基づかない自主的な休業や営業時間の短縮又は法人成り若しくは事業承継の直後等の単に営業日数が少ない場合等は、給付要件を満たさない。
- 事業を実施していない、サラリーマンやアルバイト、学生等は、復活支援金の給付対象ではないことを認識している。
- 「公共法人」、「風営法上の性風俗関連として届出義務のある者」、「政治団体」、「宗教法人」、「暴力団を排除していない事業者」は給付対象外であることを認識している。
- 今後、事業を継続及び立て直しをする意思を持っていない場合や事業の継続及び立て直しのための取組を対象月以降に継続的に行っていない場合（廃業又は破産等を予定している場合等）は、給付要件を満たさないことを認識している。
- 復活支援金の申請に際して、「事業に関する書類（確定申告書、帳簿書類、通帳）その他の中小企業庁又は事務局が定める証拠書類等」は7年間保存する義務があり、また、当該書類等その他事務局が必要と認める書類等を事務局等から求められた場合に速やかに提出する必要があることを認識している。
- 復活支援金の不正受給又は無資格受給を行った場合や書類の保存義務・提出義務を遵守しなかった場合、事務局等の調査に応じなかった場合、宣誓・同意書に違反した場合には、復活支援金の受給資格を失い返還等の義務を負うなどするほか、特に不正受給の場合には受給額に延滞金及び2割の加算金を加えて返還する義務を負うことや、氏名等の公表、刑事告発等の措置がとられることがあることを認識している。
- 代表者又は個人事業者等本人が宣誓・同意書を全て読んだ上で自署している。

申請者本人自署欄
(ゴム印不可)

記入日：令和4年 月 日

(自署) 代表者氏名： _____

※法人・団体の場合、法人・団体の名称及び代表者の役職・氏名